

1 特定非営利活動法人制度

1. 特定非営利活動促進法（NPO法）とは

特定非営利活動を行う団体が法人格を取得、
社会的責任や法律に基づいた義務を果たす

団体の信頼性の向上

特定非営利活動の発展・促進

公益の増進

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

平成23年6月には、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心とした大幅な法改正が行われ、平成24年4月1日から施行されることとなりました。

(特定非営利活動促進法第1条)

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

【Memo】「NPO」とは？

「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」

の頭文字をとったもので、営利を目的としない、「非営利の組織」のことを指しています。

※「営利を目的としない」とは… P4②を参照してください。

◆◆◆NPO法人の設立を目指される方へ◆◆◆

社会貢献活動に取り組むにあたって、法人格を取得したいとお考えの方がまず思い浮かべられるのが「NPO法人」ではないかと思います。

要件を満たせばだれでも認証を受けられますが、法人として社会的責任が生じることに変わりはありません。未永く活動を続けていくための事業や資金の計画を立て、特定非営利活動促進法に定められている毎年の報告や登記をはじめ、関連する様々な法律を順守しながら運営していくことを十分話し合われた上で、設立を目指していただきたいと思います。

2. 特定非営利活動とは

NPO法において定められた20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするもの

NPO法に定められた
20分野の活動

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（※島根県では条例で定められた活動はありません）

【Memo】「不特定多数のものの利益」とは？

誰もがその法人の活動の利益を受けることができること、法人の活動が社会全般の利益となること（「公益」）をいいます。

一方、特定の個人や団体だけの利益（「私益」）や、会員相互の利益（「共益」）を目的とした活動は、利益を受ける対象が特定されていますので、上記の20分野に該当する活動であっても、特定非営利活動には当たりません。

3. 特定非営利活動法人（NPO法人）とは

NPO法に基づき、所轄庁において設立の認証を受け、
法務局において登記が完了することにより、法人格を取得した法人

NPO法人と なるための基準

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としないものであること
- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ⑦ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ⑧ 10人以上の社員を有するものであること

【Memo】「所轄庁」とは？

「所轄庁」とは、NPO法人の認証権及び監督権を持つ行政機関を指します。

NPO法に基づく申請、届出、事業報告書等の提出は「所轄庁」に対して行います。

NPO法第9条では、NPO法人の「主たる事務所」が所在する都道府県の知事（事務所が一つの指定都市の区域内のみにあるときは、その指定都市の長）を「所轄庁」としています。

なお、島根県では、「所轄庁」の権限を移譲している市町があり、NPO法人の設立の認証などの事務を下記のとおり行っています。（連絡先は、裏表紙をご覧ください）

市町長が 所轄庁の 事務を行う	○事務所が以下の一つの市町の区域内のみにある場合 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、 雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、海士町、 西ノ島町 ≪権限を移譲している市町≫
島根県知事 が所轄庁の 事務を行う	○主たる事務所が以下の町村にある場合 奥出雲町、吉賀町、知夫村、隠岐の島町 ≪権限を移譲していない市町≫ ○主たる事務所が島根県内の市町村にあって、 県内の他市町村または他都道府県に従たる事務所がある場合

※認定（特例認定）NPO法人の認定（特例認定）に係る事務は、上記によらず、
島根県において行っています。

【 NPO法人となるための基準 】

① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

(法第2条第2項)

「主たる目的」とは、活動全体における特定非営利活動の占める割合が50%以上であることをいいます。50%以上であるかの判断は、活動の事業費などから総合的に判断する必要があります。

② 営利を目的としないものであること

(法第2条第2項第1号)

「営利を目的としない」とは、活動によって得られた収益を、NPO法人の構成員である社員等に分配してはならないということです。労働の対価として雇用している職員に対して適正な金額で給与や報酬を支払うことは何ら問題ありません。

また、特定非営利活動を行ううえで必要な費用を得るために、販売活動を行ったり、有償サービスを提供することは問題ありませんが、これによって得られた収益は次の活動を行うために使うことになります。

③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

(法第2条第2項第1号イ)

「社員」とは、NPO法人の総会において議決権を有する会員（「正会員」）を社員といいます。会社に勤務する従業員や職員という意味ではありません。

NPO法人は広く市民に開かれた運営をしなければならないとの観点から、社員には誰でも自由になることができ、自由にやめることができることが原則です。条件を設ける場合は、その条件が社会通念や合理性にかなったものであることが必要です。

④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

(法第2条第2項第1号ロ)

NPO法人は役員（理事3名以上、監事1名以上）をおく必要があります。役員としての労働の対価は「役員報酬」として社会通念上適正な金額を支払うことができます。

会議に出席するための交通費相当額や、NPO法人の職員（いわゆるNPO法人で働く人をいいます）として支払われる給与は役員報酬に該当しません。

⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと

(法第2条第2項第2号イ、ロ)

宗教活動とは、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」をいいます。

政治活動とは、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」をいいます。

※主たる目的かどうかの割合は、事業費や活動内容等で総合的に判断します。

⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと

(法第2条第2項第2号ハ)

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。（公職選挙法第3条）

⑦ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

(法第12条第1項第3号)

暴力団がNPO法人を設立し、特定非営利活動を隠れ蓑にして反社会的活動を行うことを防ぐため、これらの疑いがある場合は、所轄庁は警察庁長官または警察本部長に意見聴取を行うことができます。

⑧ 10人以上の社員を有するものであること

(法第12条第1項第4号)

NPO法人が組織的に活動を行うことができる最低限の人数を定めています。

社員には誰でも自由になることができ、NPO法人の役員も社員になることができます。（社員総会における表決は社員としての一票のみ）

【Memo】「認証」とは？

NPO法において、法に規定する設立要件に適合すると認めるときには、所轄庁は認証しなければならないとされています。

認証は、所轄庁がNPO法人の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。NPO法人は、活動や会計等の情報を積極的に公開し、社会における信頼性を高めることが求められます。

※認証・・・「一定の行為又は文書の成立あるいは記載が正当な手続によってなされたことを公の機関が確認、証明すること」（内閣府による定義）

4. NPO法人の組織

「社員」10名以上、「理事」3名以上、「監事」1名以上で構成し、
総会により意思決定を行う

(1) 社員

総会において議決権を持ち、NPO法人の運営に参加する会員のことをいいます。NPO法人の多くは、定款等において「正会員」と表現しています。

NPO法人が組織的に活動できるよう、社員は10名以上置くことが定められています。社員は原則誰でもなることができ、不当な条件を設けることはできません。

一方、議決権を持たず、法人を支援したり、NPO法人からサービスの提供を受ける会員を「賛助会員」や「利用会員」として、社員とは別に定めることができます。

これら社員以外の会員は法人が定款等において任意で定めることができ、入会の資格や条件を付けることも可能です。

(2) 役員（理事・監事）

理事と監事を総称して「役員」といいます。

役員は、社員から選ぶこともできますし、定款等により定めた方法により社員以外から選ぶこともできます。

役員には、欠格事由が設けられているほか、親族や役員報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

理事

理事は、3名以上置くことが定められ、理事それぞれがNPO法人を代表し、業務を決定する役割を持ちます。

なお、定款で代表権の制限を定めることもできます。多くのNPO法人は、理事のうち1人を「理事長」や「代表理事」として定款で定め、NPO法人を代表し、業務を執行しています。

監事

監事は、1名以上置くことが定められ、理事の業務やNPO法人の財産状況を監査する役割を持ちます。

監事は、法人を監査する立場であるため、法人の業務を決定する理事や、法人の業務にかかわる職員が兼務することはできません。

役員になることができない者（欠格事由） NPO法第20条各号

- * 成年被後見人又は被保佐人
- * 破産者で復権を得ないもの
- * 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- * 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- * 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- * 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

役員のうち、報酬を受ける者が占める割合の制限

役員報酬を受ける者が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととされています。

役員報酬とは、役員職務（仕事）に対する対価をいいます。

以下のものは、役員が受けたものであっても役員報酬にはあたりません。

- ・ 会議等に参加するための交通費相当額
- ・ 理事が職員（従業員）として勤務したことによる給料

役員のうち、配偶者若しくは3親等以内の親族が占める割合の制限

それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならないこととされています。

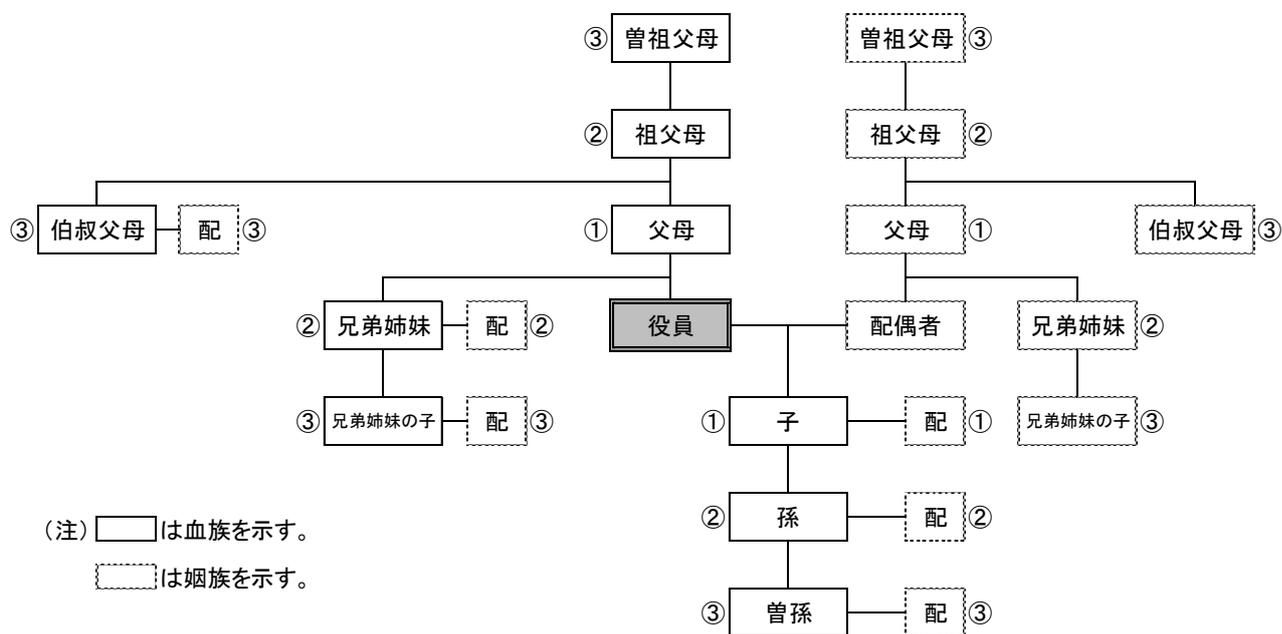
(例1) 役員が4名または5名の場合

- ・役員の中に配偶者若しくは3親等以内の親族がいてはいけません。

(例2) 役員が6名の場合

- ・夫婦（または親族ペア）が3組いてもよい。
- ・役員の中に3人組以上の親族等（夫婦とその子供など）がいてはいけません。

《3親等以内の親族図》



(3) 総会

総会は、社員が参加し、NPO法人の事業や運営について話し合い、議決を行う、NPO法人における最高意思決定機関です。

一般的に「通常総会（定期総会）」と「臨時総会」の2種類があります。

通常総会は、毎事業年度少なくとも1回は開催しなければなりません。総会での議決事項は、NPO法に定められている以下の事項の他は、定款により定めることとなります。

必ず総会において議決することが定められている事項

* 定款の変更 * 解散 * 合併

総会を開催した際は、議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名押印します。定款変更や合併などの議決を行った場合、所轄庁や法務局へ申請等を行う場合に、議事録の謄本を添付する必要があります。

また、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、「みなし総会決議」（当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。）とすることができます。

なお、みなし総会決議を行った場合でも、議事録を作成する必要があります。

(4) 理事会

理事会は、NPO法には設置が定められていませんが、NPO法人の事業や運営について定款に定めのない事項は、理事の過半数で決定することとされているため、多くのNPO法人が理事会を設置しています。

必ず総会において議決することが定められている事項以外について、理事会の議決事項として定款で定めることもできます。

5. 法人格を取得するメリットと義務

NPO法人になることで得られるメリットや、法人格取得に伴う義務を知る
現在の活動を行う上で、法人格が本当に必要かをよく話し合う

(1) 法人格を取得するメリット

① 法人名で契約や資産の所有・管理ができる

法人格を取得することで、法人名での契約等を行うことができます。

任意団体では、個人名義で行うため、個人と団体の資産の区別がつきにくかったり、契約者に負担がかかる場合があります。

(例)

- 銀行口座の開設、電話やインターネットの契約、事務所や駐車場の賃貸借契約
- 企業や行政との業務委託契約、職員との雇用契約、損害保険の契約

② 社会的信用が増すことが期待できる

活動や経理に関する書類がNPO法に基づき公開がされていること、契約の主体になれることなどから、一般的には、任意団体より信用度が増すものと思われます。

また、定款を定め、役員をおくなど、組織的な活動を行うことで、活動の継続性や信頼性が高まることが期待できます。

(2) 法人格を取得することで生じる義務、制約

① NPO法に基づいた法人運営・活動が義務付けられる

NPO法及びその他の法令並びに定款の定めに従って活動しなければなりません。
また、NPO法に基づき、活動や会計に関する情報の開示や、所轄庁への申請や届け出、事業報告書等の書類の提出が義務付けられます。

NPO法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

② 法人運営・活動に関係する法律等を守る必要がある

NPO法人の運営や活動を行うにあたり、関係する法律等を守る必要があります。

(例)

- 法人税等の申告・納税、源泉徴収などの税金に関すること
- 登記に関する手続き
- 職員を雇用した場合の労務管理
- 事業を行うために必要な許可や認可に関すること

(3) 認定（特例認定）NPO法人

認定（特例認定）NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動等について、一定の基準に適合したものを所轄庁が認定（特例認定）することにより、寄附者への税制優遇などのメリットが受けられる制度です。

【Memo】NPO法人と任意団体、一般社団法人の比較

項目	NPO法人	任意団体	一般社団法人
根拠となる法律	NPO法	なし	一般社団法人及び一般社団法人に関する法律
設立の手続き	所轄庁の認証後、法務局において登記	任意 登記することはできない	公証人役場での定款 認証後に登記して設立
会員等	<ul style="list-style-type: none"> ・社員10名以上 ・役員（理事3名以上、 監事1名以上） 	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・社員2人以上 ・役員 非営利型 …理事3人以上 その他 …理事1人以上
剰余金の分配	できない	任意	できない
残余財産の処分	国、地方公共団体、公益法人等に帰属	任意	社員に分配する旨の定款は不可
情報公開	定款、事業報告書等の公開が義務付けられている	任意	なし
預金口座の開設や融資を受ける	法人名義	個人名義	法人名義
人を雇用する	法人と雇用契約を行う	個人と雇用契約を行う	法人と雇用契約を行う

6. NPO法人の管理運営

(1) 定款

NPO法人の組織や運営について定めたものです。NPO法において、定款に必ず記載しなければいけない事項が定められています。(P23)

NPO法人は、NPO法やその他法令に従って運営するとともに、自ら定めた定款に従って運営する必要があります。

定款を変更するためには、総会の議決が必要です。また、変更する事項によっては、所轄庁において定款変更の認証が必要となります。(P86)

(2) 事業

定款により定めた目的を達成するために事業を行います。

NPO法に定められた「特定非営利活動に係る事業」のほか、その事業に支障のない範囲で、「その他の事業」(特定非営利活動以外の事業)を行うことができます。

「その他の事業」で得た利益は、「特定非営利活動に係る事業」のために使用しなければいけません。

また、「その他の事業」に関する会計は「特定非営利活動に係る事業」に係る会計から区分しなければなりません。

(3) 会計

NPO法人の会計処理は、NPO法第27条に定められた以下の原則に従って行う必要があります。

なお、この手引きに掲載している計算書類等の作成例等は、現段階においてNPO法人の望ましい会計基準とみなされる「NPO法人会計基準」をベースとしたものです。

① 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

正規の簿記の原則とは以下の3つをいいます。

- 経済活動のすべてが網羅的に記録されていること(網羅性)
- 会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること(立証性)
- すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること(秩序性)

② 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、閲覧対象の書類です。(P72)

③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(4) 情報公開

毎事業年度開始後3か月以内に、前事業年度にかかる事業報告書等の書類を作成し、すべての事務所へ備え置き、社員及び利害関係者の求めがあれば閲覧させる必要があります。

また、事業報告書等は所轄庁へ提出し、一般の閲覧に供されます。3年以上、事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができます。

(NPO法第43条第2項、P104)

	閲覧を行う者	閲覧の対象となる書類
NPO法人	社員及び利害関係者	① 事業報告書 ② 活動計算書 ③ 貸借対照表 ④ 財産目録 ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
所轄庁	一般 (P107)	⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿 ⑦ (最新の)役員名簿 ⑧ 定款 ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

(5) 所轄庁による監督

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

(P104)

7. NPO法人に関する主な税金

税金の制度を知り、申告手続きや納税をすることはNPO法人の義務

(1) 法人税（国税）

法人税率（H29年4月1日以降開始事業年度）

年間所得 800 万円以下 : 課税所得×15.0%

年間所得 800 万円超 : 800 万円を超える課税所得×23.4% ※

※平成30年4月1日以降開始事業年度については、23.2%

収益事業※の所得に対して課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。
収益事業を行っていない法人は課税されません。

また、収益事業を行っていても赤字の場合には課税されませんが、申告手続きは必要です。

NPO法における事業の区分と、法人税法上の事業の区分は異なります。「特定非営利活動に係る事業」であっても、法人税法上は、「収益事業」とみなされることがあります。

法人税法に おける区分	NPO法に おける区分	<u>特定非営利活動に 係る事業</u>	<u>その他の事業</u>
	法人税法上の <u>収益事業</u>	【法人税課税対象】	【法人税課税対象】
	法人税法上の <u>収益事業以外の事業</u>	【法人税 非課税】	【法人税 非課税】

※法人税法上の「収益事業」に該当するか否か不明な場合は、税務署や、税理士・会計士などの専門家に確認することをおすすめします。

「収益事業」：法人税法において定められた、「販売業、製造業その他政令で定める事業」※で、継続して、事業場を設けて行われるもの

(法人税法第2条第13号)

※政令で定める事業（法人税法施行令第5条第1項）

- (1) 物品販売業 (2) 不動産販売業 (3) 金銭貸付業 (4) 物品貸付業
- (5) 不動産貸付業 (6) 製造業 (7) 通信業 (8) 運送業 (9) 倉庫業
- (10) 請負業 (11) 印刷業 (12) 出版業 (13) 写真業 (14) 席貸業
- (15) 旅館業 (16) 料理飲食業 (17) 周旋業 (18) 代理業 (19) 仲立業
- (20) 問屋業 (21) 鉱業 (22) 土石採取業 (23) 浴場業 (24) 理容業
- (25) 美容業 (26) 興行業 (27) 遊技所業 (28) 遊覧所業 (29) 医療保健業
- (30) 技芸・学力教授業 (31) 駐車場業 (32) 信用保証業
- (33) 無体財産権の提供業 (34) 労働者派遣業

(2) 法人県民税（県税）・法人市町村民税（市町村税）

① 均等割

島根県（市町村）に事務所等を有する法人について、一律に課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

<税率> H29年4月1日現在

法人県民税 : 21000 円（水と緑の森づくり税を含む）

法人市町村民税 : 50000 円～60000 円程度

課税免除（法人県民税）

*収益事業を行わない法人については、毎年4月30日までに申請した場合は、課税免除されます。

*収益事業を行う法人が、法人設立後3年以内の各事業年度において、黒字でない場合は、当該事業年度分について課税免除されます。

*法人市町村民税については、各市町村税務担当課へお問い合わせください。

②法人税割

法人税額に応じて課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

<税率> H26年10月1日以降に開始する事業年度から

法人県民税 : 法人税額の3.2%※

法人市町村民税 : 法人税額の9.7%～12.1%

※法人税額が1000万円を超える場合は、税率が異なります

※H31年10月1日以降開始事業年度から税率が法人税額の1.0%になります。

(3) 法人事業税（県税）・地方法人特別税（国税）

① 法人事業税

収益事業の所得に課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。収益事業を行っていても赤字の場合には課税されませんが、申告手続きは必要です。

<税率> (A) H26年10月1日以降に開始する事業年度から (B) H31年10月1日以降開始事業年度から

年間所得 400 万円以下 : (A) 3.4% (B) 5.0%

年間所得 400 万円超～800 万円以下 : (A) 5.1% (B) 7.3%

年間所得 800 万円超 : (A) 6.7% (B) 9.6%

② 地方法人特別税

法人事業税の納税義務がある法人に対して課される税金です。法人事業税とあわせて期限内に申告を行い、納税します。

<税率> H26年10月1日以降に開始する事業年度から 基準法人所得割額 : 43.2%

※H31年10月1日以降開始事業年度から 廃止

(4) 消費税（国税）・地方消費税（県税）

国内で事業として行われる販売やサービスの提供、資産の貸付などの取引に対して課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

基準期間（2年前）における課税売上高が1000万円を超えると「課税事業者」となり、申告納税する必要があります。（H29年4月1日現在）

※詳しくは、税務署にお問い合わせください。

(5) 源泉所得税（国税）

人を雇って給与を支払ったり、講師に謝礼を支払ったりする場合には、支払者は支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。差し引いた所得税は、期限内に納付する必要があります。

※詳しくは、税務署にお問い合わせください。

(6) 不動産取得税（県税）・自動車取得税（県税）

不動産取得税は、土地や建物を取得したことに対して課される税金です。

課税免除（不動産取得税）

法人設立後3年以内に定款に定める事業の用に供するための不動産を無償で譲り受けた場合は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税が課税免除されます。

自動車取得税は、自動車を取得したことに対して課される税金です。

課税免除（自動車取得税）

法人設立後3年以内に定款で定める事業の用に供するための自動車を無償で譲り受けた場合は、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税が課税免除されます。